

◆日本腎臓病薬物療法学会が単位として認める研修会の認定基準

- ①腎臓病薬物療法に関わる内容を主とするもの（注 1）
- ②参加が一般に公開されており、参加希望者が自由に参加できるもの（注 2）
- ③特定の薬剤や機器等の宣伝につながるものではないもの  
企業もしくは団体が営利事業として開催するものではないもの（注 3）
- ④上記の項目などを考慮して本会が審査し認定したもの  
\*以上の認定基準を満たすものについて、実質 1.5 時間以上の研修を 1 単位として認定する。

（最大 1 単位まで）

\*共催メーカーによる医薬品情報の時間は研修時間・研修内容に含まない。

製薬会社などが自社製品を取り上げて講演するものも含まない。

- ⑤研修形態の種類としては、下記の項目を基本とする。
  - ・集合研修（受講者が会場に参集する）
  - ・WEB 配信による研修（受講者が会場に参集しない）
  - ・集合研修と WEB 配信を組み合わせたハイブリッド型の研修

（注 1）学会・研修会等の全体のうち一部分のみを独立した別の研修会として取り扱うことはできない。

あくまでも学術大会・研修会等の全体が認定基準に合致するもののみを認定対象とする。

腎臓病薬物療法に関わる内容を主とするものとは、

「腎臓病薬物療法専門・認定薬剤師テキスト」に反せず、腎臓病薬物療法専門・認定薬剤師にふさわしい水準を保っているものであること。

そのため、演者は腎臓病薬物療法のエキスパートが望ましく、他の疾患や統計学などに腎臓を絡めた内容では単位基準として認められない。

（注 2）日本腎臓病薬物療法専門・認定薬剤師のための単位基準として認定するため、当学会ホームページへの掲載は必須とする。

（注 3）営利企業が単独で主催する研修会は認定対象外とする。製薬メーカー等営利企業の担当者は申請者になることはできない。

また、研修会を主催・共催する機関は、会則・役員一覧・機関印などがある機関に限る。

◆日本腎臓病薬物療法学会が単位基準として認める研修会の登録から開催までの流れ

1.研修会開催申請料を納入する（申請料は表 1 を参照）

原則として、研修会 1 回につき 1 申請料を納入してください（振込先は表 2 を参照）。

原則として一度納入した申請料は返却しません。

審査の上、認定されない場合も申請料は返却しませんので上記の認定基準および提出書類の不備にご注意ください。

申請料納入の写しを研修会開催計画書（様式 1）の裏に貼付してください。

2.研修会開催計画書等を提出する

研修会開催予定日の 3 週間前までに投函してください（郵送以外は受け付けていません）

研修会 1 回につき下記 1 セットを郵送してください

送付するもの

- ・主催する機関の会則と役員一覧表
- ・研修会開催計画書（様式 1）  
（裏に申請料納入の写しを貼付のこと、印は必ず機関印であること）
- ・研修会のプログラムまたは開催案内（開催内容・開催時間などが明確に示されているもの）

書類の送付先

〒100-0003 千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル

（株）毎日学術フォーラム内 日本腎臓病薬物療法学会 事務局 宛

TEL:03-6267-4550

\*研修会内容に変更が生じた場合

新たに変更後の研修会開催計画書を作成し「変更のため再提出」と計画書に朱記し投函してください（郵送以外は受け付けていません）

- ・変更のない部分も記入してください
- ・変更内容が分かるプログラム又はそれに準ずるものを添付してください。
- ・認定証の枚数変更は受け付けませんので、申請時点で不足することのないようご注意ください。

研修会の案内において「認定証は何名まで」と事前に通達するなどの対応が望まれます。

- ・変更内容によっては単位基準の認定が取り下げられることがあります。

3.認定されると認定通知書と人数分の認定証が学会事務局から送られる

認定されない場合も認定通知書にて通知します。

審査の上、認定されない場合でも申請料は返却しませんので認定基準の確認、および提出書類の不備にご注意ください。

4.研修会終了報告書の提出ならびに認定証の残余を事務局に返還する

送付するもの

- ・研修会終了報告書（様式2）  
（印は必ず機関印であること、研修会1回につき報告書1枚の提出）
- ・参加者芳名録の写し
- ・余った認定証

受講者が予定より少なくなった場合でも申請料の減額・返還はありません。

研修会終了報告書は研修会終了後、2週間以内に提出して下さい

（郵送以外は受け付けていません）

研修会終了報告書が期限内に提出されない場合は、その研修会に発行した認定証はすべて無効となります。また以後、その機関による研修会は単位基準として認定されません。

表1 研修会開催申請料

50名まで	1,500円
51名～100名	3,000円
101名～300名	5,000円
301名～1000名	10,000円
1000名を超えるもの	30,000円

表2 振込先（振込手数料はご負担下さい）

①ゆうちょ銀行 記号 17160 番号 19615681 ニホンジンゾウビョウヤクブツリョウホウガツカイ
②三菱東京UFJ銀行 店名 熊本支店 金融機関コード 0005 普通口座 0117016 ニホンジンゾウビョウヤクブツリョウホウガツカイ リジチョウ ヒラタスミオ

\*本改定内容は、2022年3月以降に開催される研修会が対象となります。

\*2016年10月の改定により、症例検討会などのワークショップ形式のものも地域連絡協議会に登録された組織が主催した場合、単位基準として認められることになりました。症例検討会などはテーマを公表し内容を詳細に示した計画書を別途提出した場合に審査の対象となります。